

白河商工会議所優良従業員表彰規約

(表 彰)

第1 条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し、かつ勤務成績優良と認めるものに対し、本規約により、毎年1回これを表彰する。

(目 的)

第2 条 この表彰は、成績優秀な従業員に対し、その功労に報い、これを激励するとともに能率の増進、勤労意欲の昂揚を図り、もって地方産業の発展に寄与することを目的とする。

(従 業 員)

第3 条 本規約によって表彰する従業員とは、白河商工会議所管内の会員事業所の従業員であるものとする。

2 会員事業所がその事業の経営を合併した場合、並びに組織の変更等による場合について、その勤続年数は通算する。

3 会員事業所の従業員が転勤による場合には、その勤続年数は通算する。

(表彰基準)

第4 条 本規約により表彰される従業員は、下記に該当するものであつて、事業主からの推せんに基づき、審査委員会において審査の上決定する。

(1) 同一事業所に5年以上継続勤務しているもので、次の要件の一つを備えるもの。

- ① 誠実勤勉にして、他の従業員の模範たるもの。
- ② 業務能率の著しく優れたもので、商工業振興に貢献し功績顕著たるもの。

(2) 発明、考案又は改良、或は危険を未然に防止するなど、その事業所の発展に功績顕著たるもの。

(表彰段階)

第5 条 表彰の段階は下記の如く定める。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 勤続実務年数 | 5 年以上 |
| (2) " | 10 年以上 |
| (3) " | 20 年以上 |

(4) // 30 年以上

ただし、前項何れかの年限段階において表彰されたものは、次の年限段階に ならなければ表彰されない。

2 年限の計算は、就職のときより起算し、表彰の行われる年度の4月1日現在までの通算で行う。

(審査委員会)

第6 条 被表彰者選考のため表彰審査委員会を設ける。

2 審査委員長及び委員は、会頭が委嘱する。

(表彰の方法)

第7 条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰経費)

第8 条 表彰に要する経費は、被表彰者が勤務する事業所において、その一部を負担するものとする。

(表彰取消)

第9 条 表彰されたもので、業務を怠り又は信用を失う行為があったときは、表彰状を返還せしめることができる。

(表彰推せん)

第10 条 本規約により表彰を請求するときは、別に定める表彰推せん書を提出するものとする。

附 則

1 この規約は、昭和 46 年4月1日から施行する。

1 従来の規約は、廃止する。